令和6年度 水質検査計画

訓子府町簡易水道事業

目 次

- 1. 基本方針
- 2. 水道事業の概要
- 3. 原水の水質状況
- 4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
- 5. 臨時の水質検査
- 6. 水質検査方法
- 7. 水質検査計画及び検査結果の公表
- 8. 水質検査の評価及び水質検査計画の見直しについて
- 9. その他の留意事項

1. 基本方針

(1)採水地点

原水は各水系の浄水場及び井戸、浄水については各水系の給水栓とします。

(2)検査項目

水道法の規定によるものとします。

(3)検査頻度

水道法及び本町の過去の検査結果等に基づいて項目に応じて頻度を設定します。

2. 水道事業の概要

(1)給水状況

令和5年3月31日現在

区 分	内容		
給水区域内人口	4,584 人		
計 画 給 水 面 積	96.6 km²		
給 水 人 口	4,442 人		
普 及 率	96.9%		
給 水 件 数	1,968 件		
計画一日最大給水量	3,100 m ³		
一日最大給水量	3,088 m³		
一日平均給水量	2,183 m³		

(2)浄水場施設概要

=·			
水系名	大谷水系	柏丘水系	弥生水系
浄水場名	大谷浄水場	西富浄水場	弥生配水池
給水区域	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
水源の種類	湧水	地下水	地下水
浄水処理方法	急速ろ過	塩素消毒	塩素消毒
水系名	開盛水系	駒里水系	
浄水場名	開盛浄水場	駒里配水池	
給水区域	別図のとおり	別図のとおり	
水源の種類	地下水	地下水	
浄水処理方法	圧力式除鉄除マンガンろ過	塩素消毒	

3. 原水の水質状況

原水の状況

	大谷水系	柏丘水系	弥生水系
水質管理上注意す	•濁度	・硝酸性窒素及び	・硝酸性窒素及び
べき項目		亜硝酸性窒素	亜硝酸性窒素
原水の汚染原因	降雨、雪解けによ	・窒素肥料の使用	・窒素肥料の使用
	る高濁度発生	によるもの	によるもの
	開盛水系	駒里水系	
水質管理上注意す	・ヒ素、鉄、マンガン		
べき項目			
原水の汚染原因	・地質に由来するも		
	の		

4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

水系	種別	配水系統	地点名	所在地	検査の頻度	水質検査 実施項目
大谷	原水		大谷浄水場着水井	字大谷106番地6	別紙のとおり	別紙のとおり
	基準検査		役場給水栓	東町398番地	//	//
	毎日検査	緑丘	個人宅	字緑丘	//	//
		柏丘東	個人宅	字日出	//	//
柏丘	原水		西富水源井戸	若富町264番地	//	//
	基準検査		採水用給水栓	字西富41番地1	//	//
	毎日検査	西	個人宅	字西富	//	//
		西部	個人宅	字北栄	//	//
弥 生	原水		弥生水源井戸	字弥生275番地2	//	//
	基準検査		採水用給水栓	字弥生302番地1	//	//
	毎日検査	弥生	個人宅	字弥生	//	//
開盛	原水		開盛水源井戸	字開盛279番地4	//	//
				字開盛286番地2	//	//
	基準検査		採水用給水栓	字協成62番地	//	//
	毎日検査協	高区•低区	個人宅	字清住	//	//
		協成	個人宅	字協成	//	//
		常盤	個人宅	字常盤	//	//
駒里	原水		駒里水源井戸	字駒里88番地3	//	//
	基準検査		採水用給水栓	字駒里69番地1	//	//
	毎日検査	駒里	個人宅	字駒里	//	//

(1)浄水の水質検査項目と検査頻度

一 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目(51項目)の水質検査を行います。なお、法令に基づく水質検査表(2)の1日1回行う検査についても検査を行います。

二 検査頻度

- ア. 法令に基づく水質検査表(1)のうち、濃度が1/10以下の場合3年に1回まで緩和することができる項目についても水質が安定し良好であることを確認するため5 1項目すべての検査を年1回行います。
- イ. 法令に基づく水質検査表(1)の項目1.2.11.34.38.39.46~51の検査は、 毎月(1回はアに含む)行います。(毎月検査)
- ウ. 法令に基づく水質検査表(1)の項目10. 21~31の検査は、年4回(1回はアに 含む)行います。(消毒副生成物検査)
- エ. 法令に基づく水質検査表(1)の項目9の検査は年4回(1回はアに含む)行います。 (新基準検査項目)
- オ. 法令に基づく水質検査表(1)の項目40. 44の検査は性状確認のため、年4回 (1回はアに含む)行います。
- カ. 大谷水系浄水については、法令に基づく水質検査表(1)の項目33の検査は性 状確認のため年4回(1回はアに含む)行います。
- キ. 開盛水系浄水については、法令に基づく水質検査表(1)の項目7の検査は安全確認のため、33の検査は性状確認のため、年4回(1回はアに含む)行います。
- ク. 法令に基づく水質検査表(2)の色、濁り、消毒の塩素効果(残留塩素)の検査は1 日1回行います。
- ケ. 有機フッ素化合物(ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)) の検査について、年一回の浄水項目での検査を行います。

(2)原水の水質検査項目と検査頻度

一 水質検査項目

法令に基づく水質検査表(1)において水質基準項目の消毒副生成物21~31.48 を除く39項目の水質検査を行います。

二 検査頻度

- ア. 法令に基づく水質検査表の(1)の項目39項目は年1回行います。
- イ. クリプトスポリジウム指標菌の検査を毎月行います。
- ウ. 大谷水系原水については、クリプトスポリジウム等検査を年1回実施します。
- エ. 弥生水系原水については、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の検出状況確認の為 検査を毎月行います。

5. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により水質基準に適合しないお それがあるときに行います。

- (1)水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2)水源に異常があったとき。
- (3)浄水過程に異常があったとき。
- (4)その他特に必要があると認められたとき。

6. 水質検査方法

定期及び臨時の水質検査は、水道法第20条第3項に係る厚生労働大臣に登録された水質検査機関に委託します。

なお、水道法施行規則第15条第1項第1号イに係る毎日検査項目(残留塩素等) については個人委託または当水道事業体で実施します。

(1)試料の採取及び運搬方法

試料採取は、原則として当事業体が厚生労働省告示の水質検査方法に従い実施し、 採取後12時間以内に検査が開始できるよう検査機関に引き渡します。検査機関は 試料を保冷して検査所まで運搬します。

(2) 臨時検査の取扱い

臨時検査については、状況に応じて当事業者または委託水質検査機関による採取とします。委託水質検査機関で採取する場合でも、厚生労働省告示の水質検査方法に従い実施し、12時間以内に検査が開始できるよう保冷して検査機関まで運搬します。

(3)検査の実施状況の確認方法

検査の記録やデータなどにより検査の実施状況を確認します。また、水質検査に関する品質管理の認証状況などを確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入りなどを実施します。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果はホームページまたは庁舎内掲示板などで速やかに公表します。

8. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直しについて

水質基準は水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水すべてについて満たされる必要があります。従って、検査結果の評価は検査ごとに行い、基準を超えている場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。

また、検査の結果を基に、必要があれば水質検査計画を見直していきます。

9. その他の留意事項

- (1)水道水質の安全性の確保に努めます。
- (2)水質検査機関に対しては当該年度の内部精度管理と外部精度管理の報告を求め信頼性保証に努めます。
- (3)水質事故が発生した場合は、保健所、委託検査機関と連携して早期復旧に努めます。
- (4)住民の疑問点、不明点につきましては早急に対応します。